

別添

旅行業者の概要				不利益処分の内容 (対象営業所)	根拠となる 法令	不利益処分の原因となる事実
登録番号	旅行業者名	代表者	本社住所			
観光庁 長官登録 第1329号	(株)富士ツーリス ト	西山 謙	愛知県名古屋市中区大須四丁目1番9号	令和4年10月20日～ 11月18日までの30 日間の業務停止(本 社営業所)	旅行業法第 19条第1項	本社営業所が南大高店の管理・監督を行わず、自社の名義を他人に利用させていた(第14条第1項違反)。